

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月5日  
照会部署名 倉吉年金事務所厚生年金適用徴収課  
照会担当者 岡崎  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 平賀

(案件)

(受付番号) No. 2010-341	「非常勤社員しかいない事業所に対する全喪届の取扱いについて(受付番号) No.2010-118」の回答にかかる照会
------------------------	---

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

回答内容が

「事業所の実態を調査した結果、その事業所において常用的使用関係にない職員だけしか存在しないということが確認できたのであれば、事業主に対して全喪届の提出を求めることがある。

但し、法人の代表者又は役員(業務執行者)については、労務の対償として報酬を受けているものに関しては、法人に使用される者として被保険者資格を取得させる扱いになるので、注意が必要になる。」

とのことでしたが、常勤被保険者が75歳以上の後期高齢者のみだった場合の全喪届の提出を求めるのかどうか?

今後、厚生年金保険法第27条に規定する70歳以上の被用者年金該当者が75歳になったときに大きく影響があるかとおもいますのでご教授ください。

事業所の被保険者としては0人、被用者として該当者がいるとき、適用事業所となるのか?

法人事業所であれば、非常勤社員しかいない事業所であっても、適用事業所にしておかないと、「法人事業所で常勤勤務している75歳以上の年金受給者」の年金額が変わってくると思います。

(回答)

健康保険・厚生年金保険適用事業所に勤務する被保険者が70歳到達により厚生年金保険被保険者の資格を喪失し被用者となり、その後、75歳到達により健康保険被保険者の資格を喪失し、75歳以上被用者のみの法人事業所となった場合においても、当該事業所において従業員として引き続き使用され、かつ、法第12条各号に定める者に該当しないのであれば、当該事業所が直ちに適用事業所の条件を欠くことになるとはいはず、また、70歳以上の使用される者に関する届出義務を事業主に課すという法第27条の要請を担保するためにも、当該事例については、引き続き厚生年金保険適用事業所として取り扱うことが適当と思料される。

回答日 平成22年 5月 7日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 渕 康幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上